

## 海老名市災害時協力車両登録制度に関する規程

### (目的)

第1条 この告示は、災害発生時における避難所等への円滑な救援物資の搬送を図るため、個人又は事業所等が所有する車両を物資搬送活動等に活用するとともに、物資搬送活動等の協力を得る「海老名市災害時協力車両登録制度」（以下「制度」という。）を創設し、もって制度に登録した者との協働による迅速な被災者救援活動に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両 軽貨物自動車（トラックタイプ又はバンタイプに限る。）又は小型トラック（最大積載量1トン以上かつ平ボディタイプに限る。）をいう。
- (2) 所有者 市内に住所を有する個人又は市内で事業活動を行う法人であって、車両を所有し、又は管理するものをいう。

### (協力内容)

第3条 この制度における協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大型防災備蓄倉庫と避難所等間の救援物資の搬送
- (2) 災害対策本部等からの依頼による物資の搬送等

### (登録の申出等)

第4条 制度に登録しようとする所有者は、海老名市災害時協力車両登録申出書（第1号様式）により、市長に申し出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合はその内容を審査し、適当と認め登録したときは当該申出を行った所有者に海老名市災害時協力車両登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）及び海老名市災害時協力車両登録標章（第3号様式。以下「登録標章」という。）を交付するものとする。

### (登録標章の表示)

第5条 前条第2項の規定による登録証及び登録標章の交付を受けた所有者（以下「協力者」という。）は、登録標章を、登録証に記載する車両（以下「協力車両」という。）の前部の見やすい場所に表示するものとする。

（登録台帳の作成）

第6条 市長は、第4条第2項の規定により登録証及び登録標章の交付を行ったときは、海老名市災害時協力車両登録台帳を作成しなければならない。

（募集台数）

第7条 協力車両の募集台数は、おおむね100台とする。

（登録期間）

第8条 協力者及び協力車両の登録期間は、1年を超えない範囲で市長が定めた期間とする。ただし、更新を妨げない。

（協力の実施）

第9条 協力者は、災害発生時において市長からの要請に基づき、第3条各号に掲げる事項につき、自己の業務の支障とならない範囲内で協力するものとする。

（費用の負担）

第10条 制度の協力に要する費用は、協力者の負担とする。

（災害補償）

第11条 協力者（法人にあつては当該法人に従事する者を含む。）が第9条の規定による協力をしたことにより被災（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）した場合、その災害補償については、協力者の責任において行うものとする。

（登録事項の変更）

第12条 協力者は、協力車両の登録事項について変更が生じたときは、海老名市災害時協力車両登録事項変更申出書（第4号様式）により、市長に申し出るものとする。

（登録の抹消）

第13条 市長は、協力者が市内に住所を有しなくなったとき若しくは協力車両の所持をしなくなったとき又は災害時における協力が困難であると認めるときは、第4

条第2項の規定による登録（以下「協力車両登録」という。）を抹消するものとする。

2 協力者は、協力車両登録の抹消を求める場合は、海老名市災害時登録車両登録抹消申出書（第5号様式）に登録証及び登録標章を添付し、市長に申し出るものとし、申出を受けた市長は、当該協力車両登録を抹消するものとする。

3 市長は、前2項の規定により協力車両登録を抹消したときは、海老名市災害時協力車両登録抹消通知書（第6号様式）により、当該協力者に対して通知するものとする。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

海老名市長 殿

（申出者）

氏 名

㊞

海老名市災害時協力車両登録申出書

海老名市災害時協力車両登録制度に関する規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申し出ます。

1 所有者

個人・法人等の別	個人 ・ 法人等	(いずれかに○)
氏名 (名称)		
住所 (所在地)		
電話番号	( )	—
(携帯電話番号)	( )	—
F A X		
メールアドレス		

2 登録する車両番号

\_\_\_\_\_

3 登録する車両の所有者

\_\_\_\_\_

備考

- 1 申出に当たっては、登録しようとする車両の自動車検査証（車検証）の写しを添付すること。
- 2 登録しようとする車両の所有者と利用者が異なる場合は、必ず車両の所有者の同意を得ていること。

第2号様式（第4条、第5条、第13条関係）

## 海老名市災害時協力車両登録証

年 月 日

殿

海老名市長

年 月 日付け申出のあった次の車両について、海老名市災害時協力車両として登録したことを証します。

1 登録受付番号 \_\_\_\_\_

2 車両番号 \_\_\_\_\_

3 登録期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_

第3号様式（第4条、第5条関係）



備考

- 1 寸法は、直径10センチメートル以上15センチメートル以下とする。
- 2 交付するときは、交付する年を西暦（アラビア数字）で下部左側に表示する。
- 3 文字及び数字は、ゴシック体とする。
- 4 地色は、交付する年ごとに変更する。



年 月 日

海老名市長 殿

（申出者）

氏 名

印

海老名市災害時協力車両登録抹消申出書

海老名市災害時協力車両登録制度に関する規程第13条第2項の規定に基づき、次のとおり登録の抹消を申し出ます。

1 登録内容

登録受付番号	
車両番号	

2 抹消理由

---

3 添付様式

海老名市災害時協力車両登録証（第2号様式）

海老名市災害時協力車両登録標章（第3号様式）

年 月 日

殿

海老名市長

海老名市災害時協力車両登録抹消通知書

海老名市災害時協力車両登録制度に関する規程第13条第1項・第3項の規定に基づき、抹消しましたので通知します。

1 抹消車両

登録受付番号	
車両番号	

2 抹消理由

---